

平成 27 年度(2015 年度)第 4 回豊中市総合教育会議 議事録

1.日時

平成 28 年(2016 年)1 月 19 日(火) 午前 11 時から

2.場所

豊中市役所 第一庁舎 6 階 教育委員室

3.出席者

市 長	浅 利 敬 一 郎
教 育 長	大 源 文 造
教育委員会委員(教育長職務代理者)	船 曳 弘 栄
教育委員会委員	奥 田 至 蔵
教育委員会委員	藤 原 道 子
教育委員会委員	橋 本 和 明
教育委員会委員	山 名 貴 志

4.案件

- (1)豊中市いじめ防止基本方針について
- (2)今年度のスケジュールについて

5.出席職員

政策企画部

部	長	足立	佐知子
次長兼企画調整課長		福山	隆志
企画調整課副主幹兼総務企画係長		佐野	健二

企画調整課(教育委員会事務局)	教育総務課)	長坂	由貴
企画調整課(教育委員会事務局)	教育総務課)	田中	克嘉
企画調整課(教育委員会事務局)	教育総務課)	村上	馨
企画調整課(教育委員会事務局)	教育総務課)	大塚	玲奈
企画調整課(教育委員会事務局)	教育総務課)	高橋	美紀

教育委員会事務局

事務局	長	吉田	久芳
教育	監	上杉	敏行
次	長	小川	弘明
次	長	林	る美
参事兼児童生徒課長		六嶋	明宏

こども未来部

次長兼こども政策課長		山羽	宏和
------------	--	----	----

6.議事

浅利市長

ただいまから、平成27年度第4回豊中市総合教育会議を開催いたします。みなさま方にはご多忙のところ、ご出席賜りまして、ありがとうございます。本日は、「豊中市いじめ防止基本方針」について、協議を行いたいと存じますので、よろしくお願いいたします。

まず、事務局職員から資料の確認をさせていただきます。

事務局より資料の確認

浅利市長

次に、次第2の出席者の紹介につきましては、資料1の名簿の配布をもって代えさせていただきます。それでは、次第3の案件に入らせていただきます。「豊中市いじめ防止基本方針」について、事務局職員から説明してください。よろしくお願いいたします。

事務局

いじめ防止対策推進法第12条におきまして、地方公共団体は、文部科学大臣が定めます「いじめ防止基本方針」を参酌し、その地域の実情に応じ、当該地方公共団体におけるいじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進するための基本的な方針、いわゆる「地方いじめ防止基本方針」を定めるよう努めることとされております。

いじめの防止に関しましては、学校や教育委員会における取り組みが主なものとなることを踏まえ、本市における基本方針の策定に向け、教育委員会を中心に検討を進め、お手元の資料3にごございますパブリックコメントを経まして、資料2の基本方針(素案)をまとめていただいたところでございます。

このたび、この素案につきまして、教育委員会から市長に協議のお申入れをいただきましたので、今回の協議をさせていただくに至ったものでございます。

基本方針の素案の内容につきましては、教育委員会事務局からご説明申し上げます。

教育委員会事務局

配布しております資料2をご覧ください。まず1ページ、「豊中市いじめ防止基本方針の策定について」でございますが、中ほど4段落め辺りをご覧くださいと思います。いじめの問題が全国的に深刻化する中、平成25年6月28日に「いじめ防止対策推進法」が公布されました。本市における教育現場では、これまでも、いじめは重大な人権侵害であると同時にどこの学校でも起こりうることとして捉え、いじめを許さない価値観を持つ集団を作り上げる取り組み重ねてまいりました。しかしながら、現在もなおいじめは存在し、いじめによる人権侵害から子どもを救うためには、学校、大人を含めた社会総がかりで取り組む必要があ

ると考えております。このようなことから、いじめ防止等のための対策を総合的、効果的に実行するために「豊中市いじめ防止基本方針」を策定したいと考えております。

次に 2 ページでございますが、いじめの定義について記述しております。法第 2 条にいじめについての定義がございまして、この 2 ページの中ほど以降にその留意点と具体例および具体的ないじめの態様について記載しております。

次に 3 ページの「Ⅲ いじめの防止等のために市が実施すること」でございますが、いじめを乗り越える学校づくりを進めるため、人権教育と道徳教育を基盤とし、学校教育活動全般を通して豊かな人間性を育む教育に取り組んでまいりたいと考えております。また、いじめの防止には関係機関や地域との連携が必要であることから、法第 14 条第 1 項に基づき、いじめ問題対策連絡協議会を設置し、関係機関や関係団体との組織的な連携を図り、体制を強化してまいりたいと考えております。さらに、国の基本方針では PDCA サイクルに基づいた検証が求められていることから、法第 14 条第 3 項に基づく審議会を新たに設置し、専門的な見地から審議をいただきたいと考えております。なお、この審議会には同時に調査部会を設置し、法第 28 条第 1 項に基づく重大事態発生時の教育委員会の調査組織としたいと考えております。

次に 4 ページでございますが、冒頭にいじめに関する通報および相談を受けるための相談機関、相談窓口について記載しております。これらは教育委員会のホームページや市の広報、各種パンフレット等により広く市民に周知するとともに、ポスター、相談カード等の配布により学校および子どもたちに周知をしてまいります。

次に 4 ページ下の「Ⅳ いじめの防止等のために学校が実施すること」でございますが、各学校におきましては法第 13 条に基づき、「学校いじめ防止基本方針」をすでに策定し、各学校のホームページにて公開しております。「学校いじめ防止基本方針」では、法第 22 条に基づき、学校におけるいじめの防止等の対策のための組織を設置しており、PDCA サイクルに基づいた学校基本方針の点検をこの組織が中心になって行うことにしております。

5 ページからは教育委員会から学校に示すこととして、「1.いじめの防止について」「2.いじめの早期発見について」「3.いじめの対処について」それぞれの基本的な考え方を具体的に記載しております。とりわけ、6 ページ(5)でございますが、いじめた児童生徒への指導にあたりましては、いじめた児童生徒が抱える問題などいじめの背景にも留意し、当該児童生徒の健全な心の発達に配慮することや、(7)携帯電話やスマートフォンによる被害が拡大していることから、学校における情報モラル教育の推進についても記載しております。

次に 7 ページ「Ⅴ 教育委員会による学校への支援について」でございますが、ここでは教育委員会による学校への支援について、いじめ事案に対する指導助言やいじめられた児童生徒への支援、警察との連携や教員の資質向上など、7 項目にわたり記載しております。

最後に 8 ページ「Ⅵ 重大事態への対処について」でございます。ここで重大事態とは、「(1)いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。」また、「(2)いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校

を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。」であると明記の上、重大事態が発生した場合の報告のあり方や調査の方法、調査結果の報告、提示および法第 30 条第 2 項に基づく市長による再調査の方法などについて記載をしております。

以上、簡単ではございますが、「豊中市いじめ防止基本方針(素案)」についての説明を終わらせていただきます。よろしくご協議の方お願いいたします。

浅利市長

ただ今の説明につきまして、ご質問、ご意見等ありましたらよろしく願いたします。

(意見なし)

よろしいでしょうか。そうしましたら、パブリックコメントのポイントを説明してください。

教育委員会事務局

資料 3 をご覧ください。パブリックコメントを実施した期間が、平成 27 年 11 月 16 日(月)から 12 月 15 日(火)まで。提出人数が 4 名、意見数が 12 件ございました。全て市の区域内に住所を有する方からの意見でございます。

ございました。(4)教育委員会による学校への支援について、「12.最優先は、いじめを受けた子の話を聞き、その子の思いに寄り添うことである。保護者への連絡や友人との連携などについても、大人の判断、大人の都合で動くのではなく、当事者である子どもの思いを尊重して対応してほしい。」こういった意見が寄せられました。

浅利市長

ありがとうございます。これらの中で、検討して素案に取り入れていただいたものもあるということですね。この素案につきまして、よろしいでしょうか。

(意見なし)

それでは、今後の取り組みについて、ここが重要だと思いますが、事務局から説明してください。

事務局

基本方針策定に係る市長決裁等の所要の事務手続きを経て、2 月初旬を目途に確定・公表したいと考えております。その際、素案に対する意見募集の結果の公表も実施する予定でございます。その後、基本方針に規定しております豊中市いじめ問題対策連絡協議会等の設置に向けて、平成 28 年 3 月定例会に関係条例の提案となる予定でございます。

具体的な取り組みの推進につきましては教育委員会事務局からご説明をいたします。

教育委員会事務局

これまで以上に組織的で、実効性ある取り組みの展開をめざし、特に学校における取り組みの充実に努めてまいりたいと考えております。

大きく3点ございますが、1つ目は、研修等の実施です。いじめ防止対策推進法やこの基本方針に関する管理職員研修、「学校いじめ防止基本方針」とこの基本方針に基づく取り組みの推進や、スクールソーシャルワーカーやスクールカウンセラー等との連携に関する教職員向け研修などを実施いたします。また、子どもの諸課題の背景にある課題等について検討する学校ケース会議などを進めてまいります。

2つ目は、豊かな心の育成に向けた教育活動、啓発の推進です。学校教育全体を通じた道徳教育、子ども自身がいじめについて考える学習、いじめ防止等に関するポスター等の製作などを通じた啓発活動に努めてまいりたいと考えております。

最後に学校における課題解決の支援でございますが、スクールソーシャルワーカーやスクールカウンセラーのほか、弁護士や指導主事等の学校への派遣の充実等を図ってまいりたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

浅利市長

今後について、議会に諮ることも含めて、具体的な説明がございました。今の説明について、ご意見やご質問等ございましたら、よろしく願いいたします。

橋本委員

1点だけ、素案の6ページ「3.いじめの対処について」の(4)ですが、改めて読みますと、「いじめた児童生徒の保護者へは、事実に対する保護者の理解や納得を得た上で、学校と保護者が連携して以降の対応を行うこと。」の「以降の対応を行うこと」がどこまでのことなのかよくわかりません。(5)なのか(6)か、(7)も(8)も含めるのでしょうか。この「以降の対応を行う」が非常にあいまいな感じがして気になりました。

教育委員会事務局

基本的には(5)(6)と考えているところでございます。表記で誤解が生じるかと思っておりますので再度検討させていただきたいと考えております。

浅利市長

そうですか。「以降」というのは(5)(6)(7)(8)のことという書き方になっているのでしょうか。

教育委員会事務局

この文章の(5)から(8)を指すわけではなく、「その起きた事案以後の対応」ということです。

その中身を(5)や(6)に書いているという文章の構造です。

浅利市長

そういう意味ですか。もう少しわかるように語句を補う必要がありますね。

教育委員会事務局

いじめた児童生徒への指導につきましては、検討段階では、(5)の4行目の「なお」以降のところ、「いじめた児童生徒が抱える問題などいじめの背景にも留意し、当該児童生徒の健全な心の発達に配慮する」を加えさせていただいた経過がございます。そのようなことを含めて対応していきたいと思っております。

浅利市長

(8)を入れているので重複している部分もあるということですね。

船曳委員

(5)から(8)までが入るとか、(5)と(6)とかではなくて、それ以後の事実に対する理解を得た上で連携して、その後は指導しますよという、そこが大事ということではないでしょうか。

教育委員会事務局

はい、そうです。ただ、少し曖昧な書きぶりなのでもう少し具体的に改めたいと思います。

船曳委員

「その後の対応」とかでしょうか。

教育委員会事務局

そうですね。そういう趣旨で書いています。

藤原委員

8 ページの「重大事態への対処について」の「重大事態」とは何か、例えば、「生命、心身又は財産に重大な被害」「相当の期間学校を欠席」というのは事案に応じて判断するということでしょうか。それとも規定の、例えば「金品をたかられた」ということで財産の重大な被害とすとか、その辺りの判断はどうするのでしょうか。

教育委員会事務局

事案により判断するということでございますけれども、「相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがある」という、「相当の期間」は、約30日を想定しております。

浅利市長

「生命、心身又は財産」の心身を入れているのは何か意味があるのでしょうか。丁寧に入れているということでいいですか。一般的には、「生命、財産」ではないかと思いますが。

教育委員会事務局

法第 28 条第 1 項の記載に合わせております。

浅利市長

法に合わせて文言を入れている部分はかなりあるということですね。

先ほどご指摘のあった 6 ページ(4)のところは、再度文言の整理をしていただければと思います。いじめられた側の児童生徒、保護者といじめた側の児童生徒、保護者に対してどういう対処をするかなど、現状も含めて総合的な仕組みになりますので、そういう点からももう一度文章の点検をよろしくお願いします。

橋本委員

もう 1 つだけ、感想程度ですが、今後の方針のところ、研修を充実していくことを挙げられています。大事なことだと思いますが、例えば、いじめた加害者の親から「保護者の責務となっている『規範意識を養う指導』ってどんなふうになればいいですか」と聞かれた場合に、先生が答えられるようにもっと詰めて考えていく必要があるのではないかと思います。綺麗ごとを言っているだけではなく、実際に具体的な指導の仕方を考えないと研修にはなっていないと思います。このあたりをよろしくお願ひしたい。

浅利市長

今のご指摘は、今後の取り組みを進めていく教職員に対する研修のあり方や保護者に対する啓発のあり様についてでした。学校での集団生活ということも含めて保護者に理解をいただくようにしていくという面で言えば、具体のところはぜひ教職員が説得力のある指導ができるようによろしくお願いいたします。

先ほど綺麗ごとという表現がありましたが、いじめは生活していく上で起こりうる課題だと思います。それが深刻な状況にならないように、なんとか指導や取り組みができればということですが、今後のあり様ということでは、臨床心理士やスクールカウンセラーなどの専門家も含めて対応するということです。また、緊急事態があったときには、関係団体や専門家を含めた豊中市いじめ防止等対策審議会で解決を図ります。しかし、まずは学校の中での取り組みということと、教育委員会としての学校への支援のあり様が重要だと思います。その中で各種団体、警察や福祉関係者や様々なところと連携しなければいけないというのはその通りだと思いますが、そこで収まらなかつたらやっぱり裁判になるのでしょうか。

藤原委員

いじめも事故も一緒なのですが、発見されたときの最初の対応ですね。まずは被害者への対応、そこを間違ふとちょっとしたことでも大事になりかねないと思います。心身、つまりいじめられてうつ病になるような様々なこと、その辺りも最初の対応を間違ふなければかなり違ふと思うので、実際の運用というか、学校の先生の対応という最初のところ、この辺りを研修など教育委員会が具体的にきっちりすればだいぶ違ふと思います。裁判などというルートにはならないと考えています。

大源教育長

豊中市では現在、重大事態ということでは把握はしておりませんが、どこの学校でもいじめにつながるような事案を聞きます。また、藤原委員がおっしゃったように、最初の段階の対応によってずいぶん違ふということと、もう一点は、いじめかどうかの認定がきわめて難しい。客観的に見て、目視も含めてわかる部分と、加害者と被害者の言っていることが一致しないケースもあって、その認定が現場では実際には難しい。ただ、訴えると言いますか、被害者側が発信したときにどれだけ寄り添って最初の対応をできるかによってずいぶん違ふは大きいのではないかと思います。改めて、今起こっているいろいろなことをしっかりと受け止めながら、学校の先生方、学校に対して、研修も含めて、初期対応のところなどをしっかりとやっていかないといけないというのは日頃から痛感しております。

浅利市長

いじめについては、現場がしっかりと分析をし、問題が出たときにどう対応をするか、ご指摘の通りだと思います。そのためには豊かな心や社会性などを養っていかないといけないと思います。いじめは、ないようにしていかなければなりません、いじめはあるということを経験として、感性や感覚をどう磨いていくかが大事だと思います。

適切ではない対応をしていて問題になったときに、豊中市いじめ問題対策連絡協議会を多様な関係機関や専門家組織し、解決を図る。それでも解決しなかったら、豊中市いじめ防止等対策審議会で第三者が審議する。そこで解決できなかったら基本的に裁判しかないのではないかと思います。裁判まで至るのは望ましくないというのが藤原委員のご意見で、まさにそう思います。知恵を出して多様な意見が出て、第三者も含めて対応し解決することが一番良いと思います。最初にこじれたらこじればなしになるという経験からも、初期の対応が重要だと考えます。

今回は、しっかりと基本方針を定めて市民のみなさんにもご理解いただき、議会でも議論させていただき、そして学校とも連携するというところで、このような形で進めさせていただきたいと思っていますので、よろしくお願いいたします。

以上をもちまして、第4回豊中市総合教育会議を閉会いたします。なお、現在のところ総合

教育会議の今年度中の開催予定はございません。次年度に改めて開催させていただきたいと考えております。これまで4回にわたり、教育に関する大綱、いじめ防止基本方針について、みなさまと協議させていただくことができ、大変ありがたく思っております。なお、前回を含めて、今後、教育委員会と地域みなさんとともに南部地域のことについて議論を進めていくということで、大変エネルギーのいる仕事になるだろうと思っております。教育委員会のみなさまにもいろいろな意味でサポートをいただいて、市をあげて(仮称)南部コラボセンターについての取り組みを進めていくという決意でございますので、今日の会議とは離れていますが、この2月、3月が1つの大きな山場になるという思いでございます。ぜひみなさまもよろしく願いいたします。

以上で終了させていただきます。ありがとうございました。